

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)		児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	自己評価結果等未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算 注 令和7年4月1日から適用	情報公表未報告減算	特別地域加算	
保育所等訪問支援給付費 (*訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可) (1,071単位)		減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×93/100	×85/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100	
訪問支援員特別加算	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上 (1回につき550単位を加算) 2 障害児支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満 (1回につき700単位を加算) 										
初回加算	(1月につき200単位を加算)										
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	<ul style="list-style-type: none"> イ 自宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 自宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算) 	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度									
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	<ul style="list-style-type: none"> イ 事業所等対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算) 										
多職種連携支援加算(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)										
ケアニーズ対応加算	(1日につき120単位を加算)										
強度行動障害児支援加算	(1日につき200単位を加算)										
関係機関連携加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)										
利用者負担上限管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×129/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能									
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×0/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×118/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×96/1,000)										
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)										(1月につき 所定単位×109/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)										(1月につき 所定単位×107/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)										(1月につき 所定単位×0/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)										(1月につき 所定単位×0/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)										(1月につき 所定単位×87/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)										(1月につき 所定単位×0/1,000)
	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)										(1月につき 所定単位×81/1,000)
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)										(1月につき 所定単位×98/1,000)
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)										(1月につき 所定単位×0/1,000)
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)										(1月につき 所定単位×61/1,000)
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 所定単位×76/1,000)									
	(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 所定単位×0/1,000)									
	(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 所定単位×70/1,000)									
	(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 所定単位×50/1,000)									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×59/1,000)										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×33/1,000)										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき 所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能									
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×20/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能									